

## 浦添市議会委員会条例の一部を改正する条例

浦添市議会委員会条例（昭和 47 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例による改正後の第 19 条の規定は適用せず、この条例による改正前の第 19 条の規定は、なおその効力を有する。